平成29年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3								<u>府 1</u>	省 庁 名	3	夏興庁、	国土交过	<u> </u>
対象税目		個。	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得	税 固定	資産税	事業所	税 その	D他()	
要望 項目名		避難解除区域等に係る特例措置(収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等)の帰還困難区域内に設定される復興 拠点等への拡大												
要望(概		•	帰に能さ帰でか拠に行こ困りすた困定効設いこら	の難、る。難し率定てとをの対区帰こ。 区、的の、と踏特の域国に際事しま別でのをといれていまりをがりまりがある。 という はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はい にしいい はい にいいい はい にいいい はいいい は	い域す さ認整復が。在にの「 れ定備興事 、関う復 るをが拠業 避すち興 復受概点所 難	る 、 拠 が が が が が が が が に と た 立 の 開 区 は に と の に と の は は の は は の は は は は は は は は は は は は は	成 28 条 いさ階入新 (※) (※)	8月31 量の実情の 市り該等事 地域に事業 され	下 状 に で で で で に 避 で に 選 で ま で に ま で に が に が に ま の に が に が に が に が に が に の に る る に る に る に る に る に る る に る る に る 。 に る る に る る に る る に る る る る る る る る る る る る る	踏適 点っ 宗なき 税制 もれる もれる もれる もれる もれる もれる もれる もれる	て範(整、除しう)の避囲(備除すを、 特類で)す染る行事(例	指設 るとこう業 (できた) 画ンとと施 用	解整 をフしもの 交 除備 県ラてに要 換 と整い、件 等 ののの	居住と うない 大きな こうない 大きな こうない 大きな でき しゅう はっかい はっかい はっかい はっかい はっかい はっかい はっかい はっかい
		※ 避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域												
		・特例措置の内容 現在、避難解除区域等において、都市施設である「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備にあたり、収用交換等の対象となる資産に係る譲渡所得の特別控除等(5,000 万円特別控除等)の適用を受けるところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。 また、当該特別控除等については、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前においても適用を受けるところ、同様に、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。												
関係	条文	○福島復興再生特別措置法第32条、都市計画法第11条第12項 ○租税特別措置法第33条の4、第65条の2、同施行規則第14条第5項第4号の9 ○地方税法附則第34条第1項、第4号												
減 見ジ			勿年度] 改正増減		(精査	中)	[平年度	 }	精査中	(精	査中		単位:百	万円)
								~ −:	ジ			3—1		

(1)政策目的 要望理由 ・「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(平成28年8月31日 原子力災害対策本部・復興推進会議決定)」 において、帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可 能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備することとさ れた。 ・また、国道6号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路(これに接する部分や常磐道の追加 インターチェンジを含む)について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行うこととされ た。 整備にあたっては、除染とインフラ整備が一体的かつ効率的に行われる予定である。 ・これらの政府方針を踏まえ、今後実施される復興拠点等の整備等を行う。 (2) 施策の必要性 ・復興拠点等では避難指示解除を見据えたインフラ整備が行われ、一団地の整備の実施が見込まれる。 「避難解除区域等」では、一団地を整備するための特例措置が設けられているが、「帰還困難区域」は原則、 立ち入りが制限されているため、課税の特例が適用されていない。 ・そこで、現在、避難解除区域等に適用されている税制上の特例(収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除 等)を帰還困難区域に設定される復興拠点等へ拡大する必要がある。 本要望に 対応する 縮減案

ページ

3-2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■原子力災害からの福島復興の加速に向けて(平成 25 年 12 月閣議決定、平成 27 年 6 月改定) 2. 新たな生活の開始に向けた取り組みを拡充する。 (2) 復興拠点の整備 地元の各市町村は復興拠点の整備を計画している。市町村ごとに相違はあるものの、 こうした町内の復興拠点は、おおむね、複数の施設・機能から構成され、新しいまちづ くりにおける中核としての位置づけがなされている。こうした町内の復興拠点について、 円滑かつ迅速に整備が進むよう、平成 27 年 5 月に施行された改正福島復興再生特別措置 法において創設した復興再生加速化交付金(帰還環境整備交付金)による一団地の復興 再生拠点整備制度をはじめ、様々な支援策等を柔軟に活用し、各市町村のニーズにワンストップで対応しつつ支援していく。 ■「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本指針(平成 28 年 3 月閣議決定) 2. 各分野における今後の取り組み (4)原子力災害からの復興・再生 ④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化 (略) 市町村内外の復興拠点については、一団地の復興再生拠点市街地形成施設制度など、福島再生加速化交付金を始めとするさまざまな支援策の柔軟な活用等により円滑かつ迅速な整備を支援していく。 (以下略) ■復興庁政策評価体系 施策(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進						
	政策の 達成目標	復興拠点等の整備等						
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_						
	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標に同じ						
	政策目標の 達成状況							
有効性	要望の措置の 適用見込み							
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置により、効率的かつ円滑な用地取得が可能となり、復興拠点等が整備等が促進される。						
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置							
		ページ 3—3						

予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_						
上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_						
要望の措置の 妥当性		域に設定さ	拠点市街地形成施設」において租税特別措 れる復興拠点等においても、効率的かつ円 を講ずることが妥当である。				
税負担軽減措置等の 適用実績	「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」が整備された件数: 2 か所(平成 28 年 6 月末現在)						
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に おける適用実績	_						
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	本特例措置により、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備の早期着手が図られた。						
前回要望時の 達成目標	一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備の早期実現。						
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	本特例措置により、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備の早期実現に寄与している。						
これまでの要望経緯	平成 27 年度 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等の対象となる事業の拡充 (一団地の 復興再生拠点市街地形成施設)						
		ページ	3—4				